

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人街づくり区画整理協会(以下「本協会」という。)定款第29条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として本協会から受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、非常勤役員は無報酬とする。

- 2 常勤役員の報酬額は、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬は俸給表のうちから、理事会の承認を得て会長が定めた号俸による額を限度として、会長が定めた額とする。
- 3 常勤役員の本給月額、前項の報酬額を12で除した額とする。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 本協会は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、予算の範囲内で支払うことができる。

- 2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員給与規程に準ずる。

(退職手当)

第5条 退職手当の額は、常勤役員が退職し、又は解任、死亡した日における退職手当算定月額(第3条第3項の月額に100分の70を乗じた額)に、在職1月につき100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職に在職した場合は、異なる役職在任期間1月につき退職日における当該異なる役職ごとの退職手当算定額に100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、常勤役員が解任された場合には退職手当を減額し、又は支給しないことができる。また、本協会の財務状況に応じて退職手当を減額して支給することができる。
- 3 在職期間の月数の計算は、役員に就任した日から起算し、退職し、又は解任、死亡した日までを計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。
- 4 常勤役員が再任されたときの在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表

号 俸	報酬年額(千円)
1	6,000
2	7,000
3	8,000
4	9,000
5	10,000
6	11,000
7	12,000
8	13,000
9	14,000
10	15,000